

産業廃棄物適正処理ハンドブック

事業者の責務

排出量の抑制

適正処理

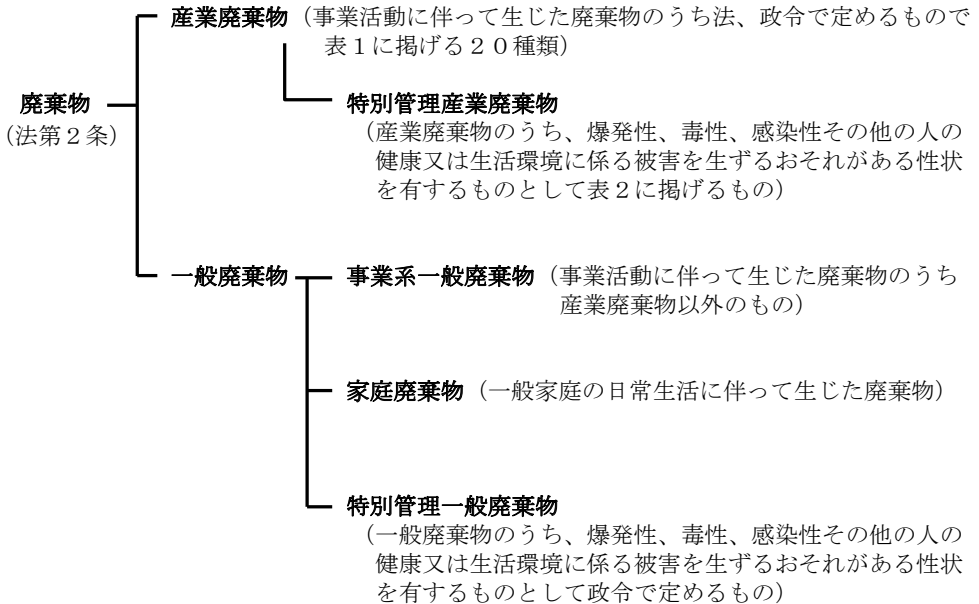
施策への協力



「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」）**」の目的（法第1条）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に区別されます。



＜図1 廃棄物の分類＞

なお、一般廃棄物の処理は法第6条の2により原則的には区市町村に処理責任があります。そのため、事業系一般廃棄物の扱い等については区市町村の清掃担当部署にご相談ください。

次の廃棄物は法の対象となりません。

- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
 （「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第1条に規定する事故由来放射性物質によって汚染されたものを除く。）
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
- ④ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ⑤ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの

表1 産業廃棄物の種類と具体例（法第2条第4項、政令第2条）

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かすなど
	(2)汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3)廃油	鉱油性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4)廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など全ての酸性廃液など
	(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液など
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物など
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「(11)がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10)鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12)ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、パーク類など
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	(17)動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)から(19)までのいずれにも該当しないもの（「13号廃棄物」ともいう。） 例）コンクリート固型化物、灰の溶融固化物	

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

表2 特別管理産業廃棄物の種類と性状及び具体例（法第2条第5項、政令第2条の4）

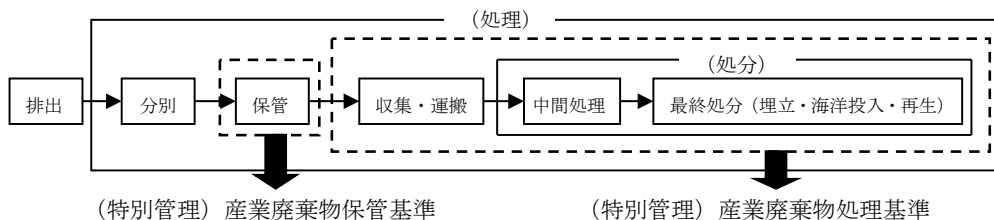
種類	性状及び具体例						
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70℃未満のもの						
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液						
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液						
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず他）						
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB、PCBを含む廃油（PCBは「ポリ塩化ビフェニル」をいう。以下同じ。）					
	PCB汚染物	PCBで汚染されたもの（汚泥・紙くず・廃プラスチック類他）					
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	指定下水汚泥	指定下水汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	鉍さい	鉍さい及び鉍さいを処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	廃石綿等	石綿建材除去事業により除去された石綿及び石綿含有の保温材、断熱材及び耐火被覆材 石綿建材除去事業等で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類等					
	廃油（廃溶剤）	下表9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、22、24の廃溶剤で特定施設から排出されたもの、及び当該廃油を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの					
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの、及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの					
	その他	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの					
	政令に定める有害物質の基準（単位：mg/ℓ ^{1）2）} ）						
	金属等の名称	判定基準値		金属等の名称	判定基準値		
		廃酸 廃アルカリ (含有試験)	汚泥等 (溶出試験)		廃酸 廃アルカリ (含有試験)	汚泥等 (溶出試験)	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		14	1,1-ジクロロエチレン	10	1
	水銀又はその化合物	0.05	0.005	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	0.4
2	カドミウム又はその化合物	0.3	0.09	16	1,1,1-トリクロロエタン	30	3
3	鉛又はその化合物	1	0.3	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.6	0.06
4	有機りん化合物	1	1	18	1,3-ジクロロプロペン	0.2	0.02
5	六価クロム化合物	5	1.5	19	チウラム	0.6	0.06
6	砒素又はその化合物	1	0.3	20	シマジン	0.3	0.03
7	シアン化合物	1	1	21	チオベンカルブ	2	0.2
8	PCB	0.03	0.003	22	ベンゼン	1	0.1
9	トリクロロエチレン	1	0.1	23	セレン又はその化合物	1	0.3
10	テトラクロロエチレン	1	0.1	24	1,4-ジオキササン	5	0.5
11	ジクロロメタン	2	0.2	25	ダイオキシン類	100pg-TEQ/ ℓ ²⁾	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng-TEQ/ℓ ²⁾
12	四塩化炭素	0.2	0.02				
13	1,2-ジクロロエタン	0.4	0.04				

○検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）」による。
 ○ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

(1) 法における処理基準

- ① 産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処理することとされています。
(法第11条第1項)
- ② 事業者自ら処理する場合は、(特別管理) 産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。
(産業廃棄物：法第12条第1項 特別管理産業廃棄物：法第12条の2第1項)
- ③ 処理を委託する場合は、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。
(産業廃棄物：法第12条第5項 特別管理産業廃棄物：法第12条の2第5項)

この冊子では、中間処理と最終処分を処分といい、分別、保管、収集・運搬及び処分を併せて「処理」としています。また、保管については(特別管理) 産業廃棄物保管基準が適用され、処理については(特別管理) 産業廃棄物処理基準が適用されます。



＜図2 (特別管理) 産業廃棄物の処理の流れ＞

(2) 事業者の保管基準(排出場所で運搬されるまでの間保管する場合)

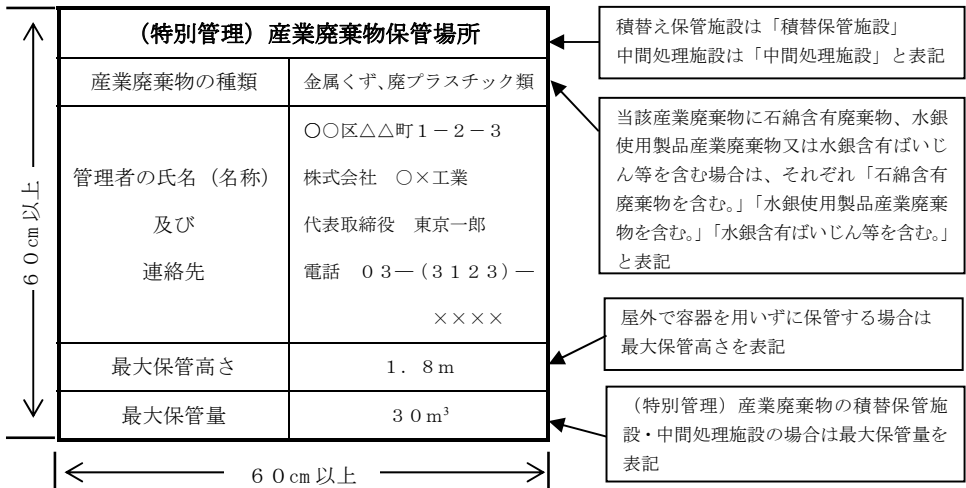
事業者は、その(特別管理) 産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

表3 (特別管理) 産業廃棄物保管基準

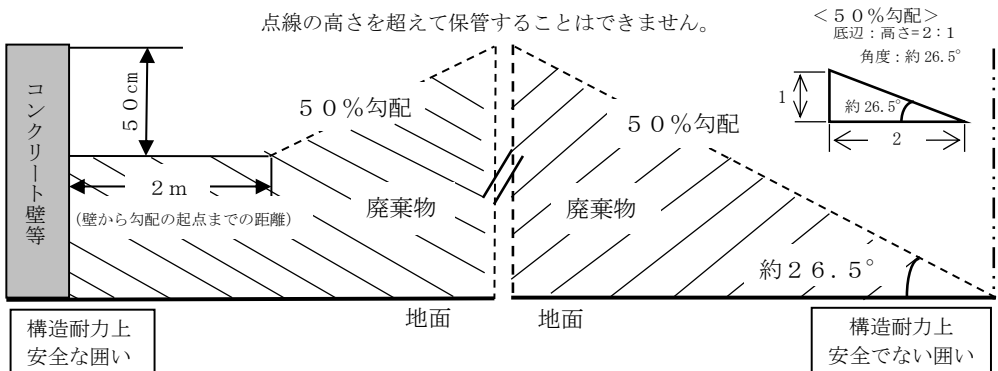
産業廃棄物保管基準(法第12条第2項、省令第8条)
<p>① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板(図3参照)が設けられていること。 (掲示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管の場所であること ・保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を表記) ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・最大保管高さ(屋外で産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合) <p>② 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不透透性の材料で覆うこと。</p> <p>③ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(図4参照)を超えないようにすること。</p> <p>④ その他保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないための必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。</p>

特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項、省令第8条の13）

- ⑦ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①、②、③、④、⑤の規定の例によること。なお、①の掲示板には、最大保管量を追記すること。（省令第8条の10の2）
- ⑧ 特別管理産業廃棄物と他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等、必要な措置を講ずること。
- ⑨ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置を講ずること。
- ⑩ 廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑫ 廃石綿等は、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。



<図3 保管場所の掲示板の見本>



<図4 最大保管高さの判定例（屋外で容器を用いずに保管する場合）>

(3) (特別管理) 産業廃棄物処理基準

(特別管理) 産業廃棄物を運搬又は処分する場合は、政令で定める基準に従わなければなりません(産業廃棄物：法第12条第1項、政令第6条 特別管理産業廃棄物：法第12条の2第1項、政令第6条の5)。

処理基準 (共通基準)

- ① 産業廃棄物が飛散し、流出及び地下浸透しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

表4 収集運搬に伴う保管基準及び中間処理に伴う保管基準

収集運搬に伴う積替え保管基準 (産業廃棄物)

- ① 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え(次の基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き行ってはならない。
 - ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ② 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板(図3参照)が設けられていること。
- ③ 積替え保管場所については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(図4参照)を超えないようにすること。
- ⑥ 省令で定める場合を除き、保管場所における1日あたりの平均的な搬出量の7倍以内を最大保管量とすること。
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

収集運搬に伴う積替え保管基準 (特別管理産業廃棄物)

- ⑧ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①、②、③、④、⑤、⑥の規定の例によること。ただし、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物については、③はこの限りではない。
- ⑨ 省令で定める場合を除き、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- ⑩ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封すること等、揮発を防止し、高温にさらされないための必要な措置をとること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食防止のために必要な措置をとること。
- ⑫ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。

中間処理に伴う保管基準（産業廃棄物）

- ⑬ 産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記②、④、⑤の規定の例によること。
- ⑭ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。
- ⑮ 省令で定める場合（下記⑯等）を除き、処理施設の1日あたりの処理能力の1.4倍以内を最大保管量とすること。
- ⑯ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、再生のために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の2.8倍（アスファルト・コンクリートの破片にあつては7.0倍）以内を最大保管量とすること。

中間処理に伴う保管基準（特別管理産業廃棄物）

- ⑰ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、上記②、④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭、⑮の規定の例によること。

○事業場外保管 【法第12条第3項（法第12条の2第3項）】

事業者は建設工事に伴い生じる（特別管理）産業廃棄物を、排出した事業場の外において、自ら当該（特別管理）産業廃棄物を300㎡以上の面積を有する場所で保管しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届けなければなりません。

（4）収集・運搬の基準（車両の表示と書面の携帯）

産業廃棄物を収集・運搬する際には、前頁で掲げる処理基準（共通基準）がかかるだけでなく、次に掲げる事項を守らなければなりません。

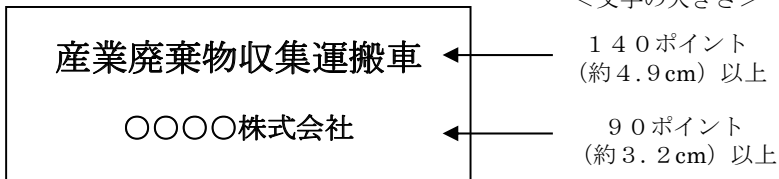
① 表示義務について

産業廃棄物を収集又は運搬する際は、運搬車両の両側面に以下のような表示すること。

表5 運搬表示

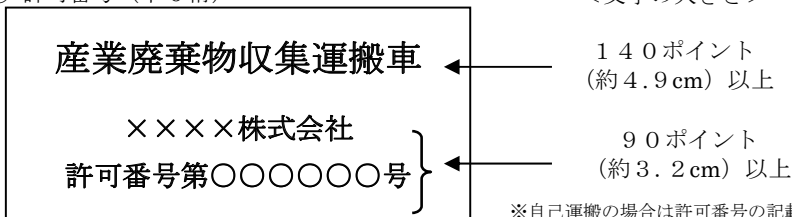
自己運搬をする場合

- ① 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 氏名又は名称



産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合

- ① 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ② 氏名又は名称
- ③ 許可番号（下6桁）



※自己運搬の場合は許可番号の記載は不要です。

② 書面の携帯について

産業廃棄物の収集又は運搬を行う際には、以下の項目を記載した書面を備え付けること。なお、収集運搬業者が委託を受けて廃棄物を運搬する場合は、許可証の写しも備え付けること。

表6 書面の必要記載事項

自己運搬をする場合
① 氏名又は名称及び住所
② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて廃棄物を運搬する場合（紙の場合）
表9～11に記載した内容を含む産業廃棄物管理票
産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて廃棄物を運搬する場合（電子の場合）
電子マニフェストを使用している場合は、マニフェストの代わりに、次に掲げる事項を記載した書面（受渡確認票など）又は電磁的記録媒体を備え付けなければなりません。
① 運搬する産業廃棄物の種類及び名称
② 当該廃棄物を委託した者の氏名又は名称
③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
④ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

(5) 中間処理及び再生の基準

- 産業廃棄物 : 政令第6条第1項第2号
- 特別管理産業廃棄物 : 政令第6条の5第1項第2号

(6) 埋立処分の基準

- 産業廃棄物 : 政令第6条第1項第3号
- 特別管理産業廃棄物 : 政令第6条の5第1項第3号

(7) 海洋投入処分の基準

- 産業廃棄物 : 政令第6条第1項第4号及び5号
- 特別管理産業廃棄物 : 政令第6条の5第1項第4号（海洋投入禁止）

＜建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化＞

建設工事においては、平成22年の法改正により排出事業者が元請業者に一元化されました。そのため、工事から排出される建設廃棄物は、

- ・自ら適正に処理
- ・許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託

することになります。しながら、次の①又は②のいずれかにかに該当する場合は、運搬について当該工事請負契約書に定めた上で、産業廃棄物収集運搬業の許可のない下請け業者に建設系廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）を運搬させることができます。（法第21条の3）。ただし、この場合でも表6中「自己運搬をする場合」の書面を携帯しなければなりません。

- ①建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下の工事
- ②引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事

さらに、運搬される廃棄物は以下①から③までの事項を満たしていなければなりません。

- ①1回当たりの運搬量が1m³以下
- ②その廃棄物が発生する事業場の所在地の都道府県または隣接都道府県の区域内の、元請業者が所有権又は使用権限をもつ施設（積替保管場所を含む。）に運搬されるもの
- ③廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

(1) 委託契約

- ① 産業廃棄物を排出事業者が自ら処理できない場合は、政令に定める基準(委託基準)に従い、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならず、その際には法で定められた事項について、書面で契約を締結しなければなりません。
- ② 委託契約書についてはその契約の終了の日から5年間の保存が義務付けられています。

表7 委託契約書に含める事項(政令第6条の2第4号、省令第8条の4の2)

必要な条項	委託の種類	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
収集運搬業者が積替え、保管を行う場合		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項※	適用	適用
石綿含有廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	適用	適用

※平成18年7月1日より「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に基づき、有害物質を含有する製品等については、日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が義務付けられています。

都では委託契約に関する「モデル契約書」を公開しています。東京都環境局のホームページからダウンロードできますので、ご参照ください。次頁以降は、収集運搬と処分を同一の者に委託した場合のモデル契約書の記載例(一部抜粋)です。

なお、表7の法定事項が含まれていれば、ご自身で作成された委託契約書でも問題ありません。

< 図5 モデル契約書表紙記載例 >

廃酸(ホルマリン水溶液)、感染性産業廃棄物及び廃油(引火性)を委託する場合の例

収入
印紙

[収集運搬・処分]
産業廃棄物処理委託契約書

〇〇年△△月××日

排出事業者 (甲)

住所 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
氏名 医療法人□□会××病院理事長 ▼▼太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

処分業者 (乙)

住所 東京都□□区▽▽町3-3-3
氏名 ●▲■株式会社 代表取締役 ××三郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

乙の事業範囲

【収集運搬業】 (積込み場所) (荷下ろし場所)
収集運搬業許可番号 13-×××-×××××× 13-×××-××××××
(許可都道府県政令市名) (東京都) (東京都)

許可品目 (積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみチェックする。)

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input checked="" type="checkbox"/> 廃油	<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			<input type="checkbox"/> 鉱さい	<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> ばいじん
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	
<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物を含む <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物を含む <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等を含む				
<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物を含む (感染性産業廃棄物、廃油(引火性))						

【処分業】

処分業許可番号 : 13-×××-×××××× 業の区分 : 中間処理
(許可都道府県政令市名) (東京都)

処分方法及び許可品目 : 焼却 廃油、廃酸(ホルマリン水溶液)
特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物、廃油(引火性))

許可証に記載されている許可品目を記入します。

上記排出事業者甲(以下「甲」という。)と収集運搬及び処分業者乙(以下「乙」という。)は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

(法令の遵守)

第1条 甲及び乙は、廃棄物の収集運搬及び処分業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。)及び関係法令を遵守しなければならない。

(乙の事業範囲及び許可証の添付)

第2条 乙の事業範囲は前記のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。(以下省略)

＜図6 モデル契約書 別表1記載例＞

別表1 (第3条、第4条、第7条関係)

排出事業場番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先			排出する廃棄物の種類
		東京都○○区○○町1-2-3	〒03(○○○○)○○○○	東京都○○区○○町1-2-3 東京都○○区○○町9-9-9	
1	××病院	東京都○○区○○町1-2-3	〒03(○○○○)○○○○	東京都○○区○○町9-9-9	感染性廃棄物、廃油 (引火性) 廃酸 (引火性) 廃液
2					
3					
排出事業場番号	廃棄物の種類 (廃棄物データ番号)	契約単価 (円)		乙の施設	最終処分右欄の番号
		取集運搬	処分		
1	感染性産業廃棄物 (1)	■■■円 (kg・l・ms・t)	▽▽▽円 (kg・l・ms・t)	処理能力又は埋立容量	②
1	廃油 (引火性) (2)	●●●円 (kg・l・ms・t)	▽▽▽円 (kg・l・ms・t)	10 t / 日	②
1	廃酸 (引火性) 廃液 (2)	●●●円 (kg・l・ms・t)	□□□円 (kg・l・ms・t)	10 t / 日	②
	()	(kg・l・ms・t)	(kg・l・ms・t)		
	()	(kg・l・ms・t)	(kg・l・ms・t)		
	()	(kg・l・ms・t)	(kg・l・ms・t)		
	()	(kg・l・ms・t)	(kg・l・ms・t)		
	取集運搬・処分別の予定金額	○△×円	○△×円		
	契約期間中の合	契約期間は第8条記載のとおり			
	計予定金額備考	委託する廃棄物が、石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破砕することができない。			

<図7 モデル契約書 別表2、3記載例>

別表2（第3条第3項関係）

廃棄物の種類	廃酸（ホムリン水溶液）		
提示する時期又は回数	3ヶ月ごと		

別表3（第3条第4項関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書（廃棄物データシート及び分析証明書）の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙【廃棄物データシート】のとおり
乙の担当者所属氏名	□□□課○○△△
文書の伝達方法及び伝達先 (該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> F A X (0 3 - 〇〇〇〇 - △△△△)
	<input type="checkbox"/> e-mail (keiyaku@sangyohaikibutsu)
	<input type="checkbox"/> 郵送 (〒)
緊急時の連絡先	0 3 - 〇〇〇〇 - ▽▽▽▽ (代表・直通) (内線)
営業時間	8 : 00 ~ 18 : 30
休業日	毎週日曜、祝日、年末年始 (12月30日から1月3日)

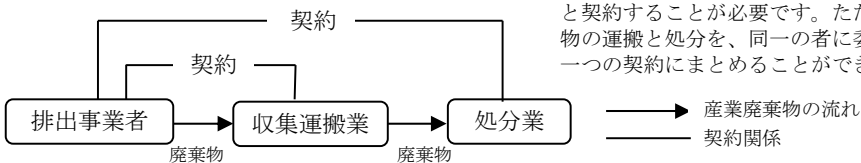
(2) 委託契約における留意事項

- ① 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければならない（法第12条第5項）。
- ② 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない（法第12条第6項）。
- ③ 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない（法第12条第7項）。

※ 産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、処理の過程で不適正な処理がされた場合は、排出事業者にも責任が及ぶことがあります。

そのため、処理業者とは直接接して、許可証の提示を求め、許可の有無（収集運搬業者の場合は、産業廃棄物の積込み場所と荷卸し場所の両方の許可が必要）、事業の範囲、処理能力などを確認することが必要です。

※排出事業者は収集運搬業者、処分業者それぞれと契約する必要があります。ただし、産業廃棄物の運搬と処分を、同一の者に委託する場合は一つの契約にまとめることができます。



<図8 個々の契約>

○廃棄物データシート（WDS）

排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たっては、廃棄物の処理に関する必要な情報をWDS等で通知するとともに、これを基に処理業者と十分打合せを行うことが求められています。平成18年7月から委託契約書には、有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項を記載することが義務づけられました。

(参考)

・廃棄物情報の提供に関するガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

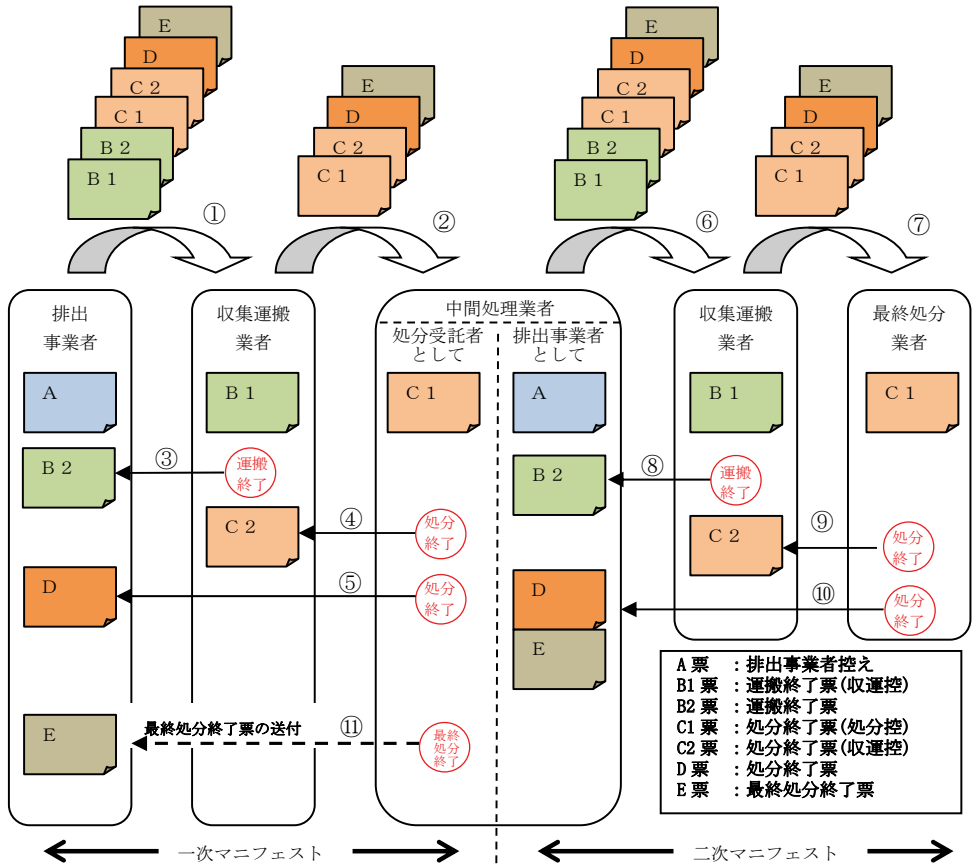
(3) 産業廃棄物管理票の交付等

・産業廃棄物管理票の交付と処理責任

排出事業者は、許可業者に産業廃棄物を引渡す場合、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません。

また、許可業者は、マニフェストを受領せずに産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません（法第12条の4第2項）。

マニフェスト制度は、各行程ごとに処理の終了報告を受けることで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度です。排出事業者は、最終処分の終了を確認するまで、自らが排出した産業廃棄物についてその処理の責任を負います。



委託業者は、運搬又は処分を終了した日から10日以内にマニフェストの写しを排出事業者に送付しなければなりません。（電子マニフェストの場合は引渡し日から3日以内に登録）

<図9 マニフェストの流れ（全国産業廃棄物連合会の7枚綴りマニフェストの例）>

○マニフェストの保存義務と報告義務

交付、送付及び回付したマニフェストは5年間の保存義務があります。また、交付者は前年度に交付したマニフェストに関する報告書を都道府県知事等に提出する必要があります。

電子マニフェストの場合は、こうした保存や報告を行う必要はありません。

電子マニフェスト制度の詳細

☞インターネットで「JWNET」と検索

表8 マニフェストの流れ（全国産業廃棄物連合会の7枚綴りマニフェストの例）

一次マニフェストの流れ	① 排出事業者は、一次マニフェストのうち、A票を保管し、残り6枚を収集運搬業者に交付する。
	② 収集運搬業者は、運搬終了後、B1票を保管した上で、運搬終了票（B2票）を排出事業者へ送付し、残り4枚を中間処理業者へ回付する。
	③ 中間処理業者は、中間処理終了後、C1票を保管した上で、処分終了票（C2票：収集運搬業者用）を収集運搬業者に、処分終了票（D票：排出事業者用）を排出事業者へ送付する。
二次マニフェストの流れ	① 中間処理業者は、中間処理によって発生した産業廃棄物を委託処理するため、A票を保管した上で、排出事業者の立場で二次マニフェストを収集運搬業者に交付する。
	② 収集運搬業者は、運搬終了後、B1票を保管した上で、運搬終了票（B2票）を運搬委託者である中間処理業者に送付し、残りを最終処分業者へ回付する。
	③ 最終処分業者は、最終処分終了後、C1票を保管した上で、処分終了票（C2票）（収集運搬業者用）を収集運搬業者に、処分終了票（D、E票）（排出事業者用）を処分委託者である中間処理業者に送付する。
	④ 中間処理業者は、最終処分業者から送付された処分終了票（D、E票）により、中間処理産業廃棄物の最終処分を確認した後、一次マニフェストの最終処分終了票（E票）に最終処分の終了年月日及び最終処分場所の所在地を記載し、排出事業者へ送付する。

(4) 排出事業者のマニフェストに係る留意点

- ① マニフェストは産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、産業廃棄物の引渡しと同時に受託者に対して、交付すること。
- ② マニフェスト（A票、B2票、D票、E票）を交付した日、又は送付を受けた日から5年間保存するとともに、B2票、D票及びE票は、内容を照合確認した上で、一緒に保存すること（法第12条の3第2項、第12条の3第6項）。
- ③ マニフェスト交付者は、(i) 交付の日から90日（特別管理産業廃棄物については60日）以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、(ii) 180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、(iii) 規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること（30日以内に関係都道府県知事へ措置内容等報告書を提出すること）。

表9 排出事業者のマニフェスト記載事項

排出事業者控え（A票）	<ol style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物の種類及び数量 ② 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 ③ マニフェストの交付年月日及び交付番号 ④ 氏名又は名称及び住所 ⑤ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 ⑥ マニフェストの交付を担当した者の氏名 ⑦ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地 ⑧ 産業廃棄物の荷姿 ⑨ 最終処分を行う場所の所在地 ⑩ 中間処理業者（⑩の場合を除く。）にあつては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号 ⑪ 中間処理業者（処分の委託者が電子情報処理組織（電子マニフェスト）使用事業者である場合に限る。）にあつては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号 ⑫ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
-------------	--

表 10 運搬受託者のマニフェスト記載事項

運搬終了票 (B票)	① 氏名又は名称 ② 運搬を担当した者の氏名 ③ 運搬を終了した年月日 ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量
---------------	---

表 11 処分受託者のマニフェスト記載事項

処分終了票 (C、D票) 及び 最終処分 終了票 (E票)	処分が中間処理の場合 ① 氏名又は名称、② 処分を担当した者の氏名、③ 処分を終了した年月日
	処分が最終処分の場合 ①、②、③の事項、最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨 中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これを元に一次マニフェストの最終処分終了票に下記の事項を記載し、当該マニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、排出事業者に送付します。 ① 最終処分が終了した旨 ② 最終処分を行った場所の所在地 ③ 最終処分が終了した年月日

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票							
交付年月日	〇〇年 4 月 10 日	交付番号	××××	交付担当者	氏名 〇〇〇〇		
事 業 者	氏名又は名称 医療法人〇〇会 ××病院			事 業 場	名称 ××病院		
	住所 〒△△△-△△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-2-3				所在地 〒△△△-△△△△ 東京都〇〇区〇〇町1-2-3		
	電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇				電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
産業廃棄物	種類 感染性産業廃棄物（注射針）			数量	1 缶		荷姿 密閉容器
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）						
最終処分 の場所	所在地 委託契約書記載の通り						
運搬受託者	氏名又は名称 ●▲■株式会社			運搬先の 事業場	名称 ●▲■株式会社		
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町3-3-3				所在地 〒×××-××××		
	電話番号 03-××××-××××				電話番号 03-××××-××××		
処分受託者	氏名又は名称 ●▲■株式会社			積 替 え 又 は 保 管	所在地 〒		
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町3-3-3				電話番号		
	電話番号 03-××××-××××				電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) ●▲■株式会社 (運搬担当者の氏名) △△△△		受領欄 ■□■□	運搬終了 年月日	〇〇年 4 月 10 日	有価物 拾集量	/
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) ●▲■株式会社 (処分担当者の氏名) □□□□		受領欄 ▲▲▲▲	処分終了 年月日	〇〇年 4 月 15 日	最終処分 終了年月日	
最終処分を 行った場所	所在地 埼玉県〇〇市〇〇1-2-3 □□クリーン株式会社						

(記載上の注意)

1. 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

< 図 10 マニフェスト記載例 >

事業者、産業廃棄物処理業者、公共機関を問わず、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の設置には原則、都道府県知事等の許可が必要です。

表12 産業廃棄物処理施設（法第15条、政令第7条）

	処 理 施 設 名	規 模（いずれかに該当）
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日超 (天日乾燥施設にあつては、100m ³ /日超)
3	汚泥の焼却施設	処理能力5m ³ /日超、処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日超
5	廃油の焼却施設	処理能力1m ³ /日超、処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日超
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力100kg/日超、火格子面積2m ² 以上
9	木くず又ははがれき類の破碎施設	処理能力5t/日超
10	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全ての施設
11	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
12	廃水銀等の硫化施設	全ての施設
13	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全ての施設
14	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全ての施設
15	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全ての施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全ての施設
17	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
18	3、5、8、15以外の焼却施設	処理能力200kg/時以上 火格子面積2m ² 以上
19	最終処分場（遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場）	全ての施設

産業廃棄物処理施設が設置されている事業場においては、次の事項が必要です。

- ① 産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行う「産業廃棄物処理責任者」の設置
ただし、自ら産業廃棄物処理責任者になる場合は、この限りではありません。
- ② 当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する「技術管理者」の設置
ただし、自ら技術管理者になる場合は、この限りではありません。
- ③ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録の作成

なお、焼却、石綿溶融、PCB処理及び最終処分場に関する産業廃棄物処理施設の設置者は、省令第12条の5の3に定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければなりません（熱回収機能を有し都道府県知事の認定を受けている産業廃棄物処理施設を除く。）。

特別管理産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、帳簿を備え付けなければなりません。以下が帳簿の要件並びに産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が帳簿に記載すべき事項になります。

【帳簿の要件】

- ① 帳簿は、産業廃棄物の種類ごとに備え付けをすること。
- ② 帳簿は、事業場ごとに備えること。
- ③ 帳簿は、毎月末までに前月中の事項について記載を終了すること。
- ④ 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- ⑤ 帳簿閉鎖後は、事業場ごとに5年間保存すること。

表 13 帳簿記載事項（法第14条第17項、省令第10条の8）

区分	記載すべき事項	記載期限
収集運搬業者		
収集 又は 運搬	① 収集又は運搬年月日	翌月末まで
	② 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	交付日より 10日以内
	③ 受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
処分業者		
処分	① 受入れ又は処分年月日	翌月末まで
	② 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	交付日より 10日以内
	③ 受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④ 処分方法ごとの処分量	
	⑤ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分業者（2次処理である、収集又は処分を委託する場合）		
運搬 の 委託	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④ 運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分の 委託	① 委託年月日	翌月末まで
	② 受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④ 交付したマニフェストごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	
	⑤ 交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物に係る省令第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称、登録番号	
	⑥ 処理センターへの登録ごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	
	⑦ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る省令第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称、登録番号	
	⑧ 受託者ごとの委託の内容及び委託量	

表 14 報告対象及び期限

報告書名	対象事業場	報告期限	根拠法令
産業廃棄物処理計画	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場	当該年度の 6月30日迄	法第12条 第9項
産業廃棄物処理計画 実施状況報告書	前年度産業廃棄物処理計画を 提出した事業場	当該年度の 6月30日迄	法第12条 第10項
特別管理産業廃棄物 処理計画	前年度の特別管理産業廃棄物の 発生量が50t以上の事業 場	当該年度の 6月30日迄	法第12条の2 第10項
特別管理産業廃棄物 処理計画実施状況報 告書	前年度特別管理産業廃棄物処 理計画を提出した事業場	当該年度の 6月30日迄	法第12条の2 第11項
産業廃棄物管理票交 付等状況報告書	前年度マニフェストを交付し た事業場	当該年度の 6月30日迄	法第12条の3 第7項
産業廃棄物の事業場 外保管の届出	建設系廃棄物(特別管理産業 廃棄物を含む)保管場所で 300㎡以上のもの	事前に都道府県 知事に届出	法第12条 第3、4項 法第12条の2 第3、4項

その他、東京都条例に基づく報告書があります。

表 15 関連する問い合わせ先

問い合わせ事項	問い合わせ先	電話番号
特別管理産業廃棄物管理責 任者講習会に関する事 項	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	03-5275-7115
技術管理者講習会に関する 事	一般財団法人 日本環境衛生センター東日本支局	044-288-4919
産業廃棄物の委託契約書に 関すること	東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	03-5388-3586
	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当	042-528-2694
産業廃棄物の規制指導に関 すること	東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当	03-5388-3589
	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当	042-528-2694
産業廃棄物の不法投棄に関 すること	東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不法投棄対策担当	03-5388-3446
PCB廃棄物に関する事 項	東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当	03-5388-3573
産業廃棄物の収集運搬業・ 処分業及び処理施設の許可 に関する事	東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当	03-5388-3587
	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当	042-528-2693
東京都環境局ホームページ	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp	

東京都多摩環境事務所は、多摩地域の市町村(八王子市を除く。)に係る事務を担当しています。

表 16 主な罰則 (令和4年5月1日現在)

違反項目(抜粋)	罰則	措置命令
廃棄物の不法投棄、不法焼却	【法第25条】 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科	対象
無許可業者への委託禁止違反		対象
無許可営業		
措置命令違反(措置命令に従わない)		
廃棄物の処理・保管基準に係るもの 改善命令違反	【法第26条】 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	対象
委託基準違反		対象
マニフェスト 不交付、未記載、虚偽記載、 交付を受けずに運搬	【法第27条の2】 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	対象
マニフェスト 保存義務違反		
マニフェスト 未受領時等の適正措置義務違反		
帳簿記載、保存違反	【法第30条】 30万円以下の罰金	
特別管理産業廃棄物管理責任者 設置義務違反		
報告徴収違反、立入検査許可・妨害		

※ 措置命令とは 【法第19条の5、法第19条の6、法第19条の7】

不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、そのおそれが認められる場合に、都道府県知事等が当該処分の行為者等(排出事業者、処理業者など)に対し、その支障の除去等の措置を期限を定めて命令すること。

なお、委託した処理業者が行った行為であっても、排出事業者が適正な処理料金を支払っていない場合や法に違反していた場合には、排出事業者も措置命令の対象となります。

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

産業廃棄物適正処理ハンドブック

令和4年5月 発行

発行 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話03-5388-3589(規制監視担当)

令和4年度

登録3号

環境資料第34007号